

無料

## 働き方改革セミナー開催のご案内

本年6月に、時間外労働の上限規制、年5日間の年次有給休暇取得の義務化、正規労働者と非正規労働者間の不合理な待遇差の禁止などを内容とする「働き方改革関連法」が可決・成立し、来年4月1日から順次施行されることとなりました。

つきましては、事業主の皆様が、働き方改革関連法を正しく理解し、的確に対応していただくために、政府の働き方改革実現会議のメンバーであり、働き方改革に造詣の深い東京大学社会科学研究所教授の水町勇一郎氏を講師に招き、下記のとおり働き方改革セミナーを開催します。

奮ってご参加くださいますようご案内申し上げます。

### 記

- ◆日時 平成30年10月12日(金) 午後1時15分～午後4時30分
- ◆場所 レクザムホール(香川県県民ホール) 多目的大会議室「玉藻」  
高松市玉藻町9番10号 (TEL087-823-3131)
- ◆対象 事業主、人事労務担当者
- ◆定員 250名(定員になり次第締切)
- ◆内容 「時間外労働の上限規制と同一労働同一賃金」  
講師 東京大学社会科学研究所教授 水町勇一郎氏  
「勤務間インターバルとは何か、そのメリットと解決すべき課題」  
講師 社会保険労務士 金澤和寛氏

### ◆申込方法

申込書に必要事項をご記入の上、(公社)全国労働基準関係団体連合会香川県支部 (FAX087-870-5186)あて、FAXにて、9月末までにお申込み下さい。

・・・・・・・・・・働き方改革セミナー申込書・・・・・・・・・・

事業場名			
所在地	〒		
連絡先(TEL)		担当者氏名	
受講者氏名			
【質問事項】			

・お問合せは、(公社)全国労働基準関係団体連合会香川県支部(TEL087-816-1401)までお願い致します。

【主催】香川労働局、(一社)香川労働基準協会、(公社)全国労働基準関係団体連合会香川県支部